

美浜発電所の状況



美浜1号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜2号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

今回の報告では、6月9日から7月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

山口町長が町議会とともに原子力政策等に対する意見を国に要請

6月18日と19日の2日間、山口町長は町議会の藤本議長をはじめ、崎元副議長、原子力発電所特別委員会の竹仲委員長、浜野副委員長とともに、原子力規制庁や文部科学省等に要請活動を行いました。

6月18日は、原子力規制庁を訪問し、次の3項目について要請しました。

原子力規制庁への要請内容(要旨)

- ① 美浜3号機の原子炉設置変更許可申請、また、今後予定されている運転期間延長認可申請を厳正かつ迅速に審査すること。
- ② 新規制基準適合性審査や敷地内破砕帯の評価等について、科学的・技術的知見に基づき審査・評価し、町民をはじめ、国民に分かりやすく説明すること。
- ③ 原子力発電所の廃炉について、安全確保を最優先に円滑に進められるよう厳格な指導、監視を行うこと。

当日面談した原子力規制庁の清水次長は、この要請に対し次のとおり述べられました。

① 美浜3号機の原子炉設置変更許可申請について、さまざまな課題があるが審査はきちっと進めていき

この要請に対し、国からは次のとおり回答がありました。

- ① 最終処分については、全国でシンポジウムを開催するなど、一生懸命取り組んでいる。(経済産業省)
- ② 原子力の必要性の説明は、しっかりとやらなければならない。(経済産業省)
- ③ エネルギーミックスにおいて原子力の割合を20〜22%と提示した。政府として原子力をしっかり活用していくという意志を示した数字と考えている。新増設・リプレースは、今の状況では明言できない。(経済産業省)
- ④ 電気料金割引制度は、地域において状況が異なるので難しいが、知恵をしぼってやっていきたい。(経済産業省)
- ⑤ 結論が出ていないが、立地地域経済への影響を緩和するように努力する。(経済産業省)
- ⑥ エネルギー教育が重要だということとは十分認識している。エネルギー環境教育体験施設については、今後運営の面でも出来る限り支援していく。また、学習指導要領について、エネルギーに関しては充実してきたが、引き続き努力したい。(藤井文部科学副大臣)



↑藤井文部科学副大臣に要請書を渡す山口町長

⑦ 避難先の資機材整備等について、避難元から間接的に支援できる制度があるので、相談しながら進めていきたい。(内閣府)

⑧ (内閣府の)予算は限られているが、範囲外についても、地域の安全のために関係省庁に働きかけていきたい。(内閣府)

⑨ ケーブルテレビの改修は、現制度では災害時等での使用に限定されている。通常時の使用とするためには、制度改正等が必要なので、少し時間をいただきたい。(内閣府)

町では、今後も町議会と連携しながら、原子力発電を取り巻く課題や問題に取り組んでいきます。

たい。

② 地元の方々への説明は、重要だと考えている。薩摩川内市や高浜町には、審査した責任者が向き説明しており、高浜町の場合には、審査結果のビデオを制作した。今後、美浜発電所の申請が認可されれば、地元の要望に対応していきたい。

③ 今後、事業者から美浜1・2号機の廃止措置計画の申請が提出されると思うが、審査はしっかり見ていきたい。



↑原子力発電所に係る規制や審査方法について要請する山口町長

6月19日には、文部科学省や自由民主党を訪問し、次の9項目について要請しました。

国等への要請内容(要旨)

① 中間貯蔵施設や最終処分場等の

諸課題について、早期解決に向けた取り組みを進めること。

② 原子力発電の重要性と必要性について、国民に対し丁寧に説明すること。

③ エネルギーミックスを早期に決定し、新増設・リプレースの方針を明確にすること。

立地地域対策について

④ 立地地域の企業誘致支援制度を創設するとともに、電気料金割引制度を拡充すること。

⑤ 電源三法交付金の交付対象期間を施設の解体撤去完了までとし、町が行う経済振興や雇用対策等について財政支援を行うこと。

⑥ 町が進めるエネルギー環境教育体験施設をエネルギー教育の拠点に位置付け、施設運営への人的・財政的支援を行うこと。また、学習指導要領「エネルギー教育」を明記すること。

⑦ 防災拠点の機能強化や避難先との連携強化等への財政支援を行うこと。

⑧ 原子力災害対策事業費補助金について、一時集合施設に対する耐震補強や室内設備等の改修も交付対象とすること。

⑨ ケーブルテレビや屋内音声告知放送設備、防災行政無線設備の更新への財政支援を行うこと。

7月7日に、原子力発電所が立地する県内4市町の首長及び議長で構成する福井県原子力発電所所在市町協議会は、福井県や福井県議会に国の原子力・エネルギー政策に関する要請書を提出しました。

要請書では、主に4項目について国に要望するよう求めました。

要請項目

- エネルギー(原子力)政策について
- 安全規制・プラント審査について
- 原子力防災対策について
- 立地地域対策について

この要請書を受け、西川知事は「政府のしつかりとした発言を得る

ことが大事。課題は多いが、県民に理解を得られるような環境整備に一緒に努力したい。」と述べられました。

また、仲倉議長は「要請内容は県議会として国に要請してきたことがほぼ網羅されている。今後も情報交換をしながら進めていきたい。」と述べられました。

町では、今後も本協議会の会員間の連携を図りながら、原子力発電に係る課題や問題等に取り組んでいきます。



↑西川知事(写真右)にエネルギー(原子力)政策等について要請書を提出

関西電力(株)が原子力事業本部に「廃止措置技術センター」等を設置

6月23日に、美浜発電所の藤原健二所長が「原子力事業本部の安全管理体制の強化」を山口町長に報告するため、町役場に来庁されました。

藤原所長は、「美浜1,2号機の廃止措置を安全かつ着実に推進するため、原子力事業本部(郷市)に廃止措置関連業務を統括する「廃止措置技術センター」を設置するとともに、県下における安全管理体制の強化として、「原子力調達センター」と「原子力土木建築センター」を設置することとした。」と報告されました。

この報告に対し、山口町長は、「廃止措置技術センターの設置は、安全対策において非常に大きい役割を担うと思う。廃止措置が完了するまで、安全を最優先に進めたい。」と話されました。



↑原子力事業本部(郷市)に廃止措置技術センターの設置を報告する藤原所長(写真左)

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

美浜創生・人口減少対策室	
国体推進室	
総務課	32-6715
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
文化財室	32-0027
給食センター	32-2111

木造住宅の耐震診断と補強プラン作成を補助します！

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を補助します。

耐震診断

大地震での倒壊の可能性を判定する診断

補強プラン

耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の工事費用について提案を行うもの

- 募集件数 2件(先着順)
- 個人負担 一戸あたり 6,170円
- 申込方法 町土木建築課へ申込書を提出
※申込書は、町ホームページまたは町土木建築課にあります。

美浜町木造住宅耐震診断等促進事業

※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・増田) ☎32-6707

ふるさと納税制度で美浜町を応援してください

ふるさと納税は、ふるさとの県や市町村等へ寄附することで、住民税等が軽減される制度です。美浜町で生まれ育った方や、御縁がある方は、ぜひこの制度を利用して美浜町を応援してください。

【寄付のお申し出について】

- 銀行振込で寄附 「寄附申出書」に必要事項をご記入の上、郵送、メール、ファックス等でご送付ください。
- 現金書留で寄附 「寄附申出書」に必要事項をご記入の上、現金書留専用封筒に同封して郵送してください。
- 現金で直接寄附 町企画政策課までお越しください。

※寄附申出書が必要な方はご連絡ください。町ホームページからもダウンロードできます。

町には、当制度が始まった平成20年度以降、253件(総額9,669,975円)の寄附金が全国各地から寄せられました。(平成27年7月1日現在)
皆様からいただいた大切な寄附金は、町の発展のため活用させていただきます。



※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・宇都宮) ☎32-6701

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙結果について

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了に伴い、6月17日の平成27年第3回美浜町議会定例会において、議会の指名推選により、次の方々が選任されました。

任期は、平成27年7月3日から平成31年7月2日までです。

この期間に行われる選挙に関する事務及びすべての選挙について投票の管理を行います。

▼選挙管理委員

- ・上圓尚幸氏(早瀬)
- ・中谷恒雄氏(河原市) ※再選
- ・納谷力氏(丹生) ※再選
- ・西村亨氏(久々子)

▼補充員

- ・田邊正氏(金山)
- ・寺尾政孝氏(佐野)
- ・中村正勇氏(菅浜) ※再選
- ・渡邊喜昭氏(日向)

※氏名は50音順

また、同委員会において、委員長に納谷力氏が、委員長の職務代理者に中谷恒雄氏が選任されました。

※お問い合わせ先

町総務課(担当・武田)

☎32-6700

災害の発生に備えた地域への情報提供の同意について

町では、災害発生時やその恐れがある時に、支援が必要な方(避難行動要支援者)に対し、避難支援等関係者への情報提供を行う同意確認を実施します。

同意された情報は、災害発生時等に要支援者の安否確認や避難支援に活用します。

▼避難行動要支援者

- 身体障害者(身体障害者手帳1級、2級を所持する方)
- 知的障害者(療育手帳A1、A2を所持する方)
- 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方)
- 65歳以上高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方)
- 要介護認定3以上の方
- 右記に準ずる状態の難病等患者
- 右記のほか、自力で避難が困難な方

▼避難支援等関係者

- 民生委員・児童委員
- 区の自主防災組織等
- 消防機関
- 警察機関等

▼情報提供同意の方法

平成27年4月1日現在で、避難行動要支援者に該当する可能性がある方に対し「美浜町避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書」を送付します。情報提供に同意される方は、同申請書に必要事項を記入し押印のうえ、平成27年8月28日(金)までに、同封の返信用封筒にて町福祉課へご提出ください。

※原則として本人申請としますが、本人が申請できない場合は、配偶者、扶養義務者・保護者等による代理申請ができます。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当・木谷)
☎32-6704



「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください

年金情報流出について、日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出すとすると、流出した個人情報削除してあげると持ちかけてくる者が現れています。

日本年金機構から、この件でお客様さまに電話やメールで連絡することや、現金やキャッシュカードの要求、ATMの操作等をお願いすることは一切ありません。

年金情報流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。

自分の情報が流出しているのではないかと、心配の方は、専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

※お問い合わせ先

日本年金機構 専用電話窓口
☎0120-818211

※通話料は無料です。

※受付時間は、午前8時30分から午後9時です。

平成28年4月採用予定の
美浜町職員を募集します

- 採用予定数
 - ・事務 4人
 - ・保育士 2人
 - ・土木技師 1人
 - ・保健師 1人
 - ・看護師 1人
- 受験資格
 - ▽事務
 - 学歴及び性別を問わず、昭和61年4月2日以降に生まれた者
 - ▽保育士
 - 保育士資格を有する者(平成28年3月末までに資格取得見込みの者を含む)で、昭和56年4月2日以降に生まれた者
 - ▽土木技師
 - 専門課程を履修した者(平成28年3月末までに履修見込みの者を含む)または土木技師としての経験を有する者で、昭和61年4月2日以降に生まれた者
 - ▽保健師
 - 保健師資格を有する者(平成28年3月末までに資格取得見込みの者を含む)で、昭和61年4月2日以降に生まれた者
 - ▽看護師
 - 看護師資格を有する者(平成28年

3月末までに資格取得見込みの者を含む)で、昭和61年4月2日以降に生まれた者

- 受付期間
 - 7月23日(木)～8月13日(木)
 - 午前8時30分～午後5時15分
 - ※土曜日・日曜日は除く
- 1次試験
 - ・日時 9月20日(日)午前8時45分～
 - ・会場 県立若狭高等学校
 - ・内容 適性検査・教養試験
 - ・合格発表 10月中旬
- 2次試験
 - 10月下旬に、1次試験合格者に対し、作文試験及び口述試験を行います。
- 最終合格者発表 11月中旬
- 申込方法
 - 町総務課で交付する申込書に必要事項を記入し、町総務課に提出してください。申込書は、郵便で請求することもできます。また、インターネットを利用して申込書の取得や受験申し込みができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。
- ※お問い合わせ先
 - ・町総務課(担当:瀬戸)
 - ☎32-6700
 - ・ホームページアドレス
 - <http://www.town.mihama.fukui.jp>

平成28年4月採用の
敦賀美方消防組合消防職員採用
候補者試験(後期)を募集します

- 採用予定数
 - 消防吏員II類(短大・高校卒業程度) 2人程度
- 受付期間
 - 7月31日(金)～8月14日(金)
- 受験資格
 - ・平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
 - ・日本国籍を有する者(平成28年3月までに取得見込みの者を含む)
 - ※学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。
- 1次試験
 - ・日時 9月20日(日)午前9時～
 - ・会場 敦賀美方消防組合消防本部
 - ・科目 一般教養試験(高校卒業程度の択一式筆記試験)、作文試験、体力試験
- 2次試験
 - ・日時 10月下旬(予定)
 - (第1次試験合格者に通知)
 - ・会場 敦賀美方消防組合消防本部
 - ・科目 口述試験(個人面接)その他
- 申込方法
 - 敦賀美方消防組合消防本部総務課、または敦賀、美浜、三方各消防署にある受験申込書に必要事項を記入し、敦賀美方消防組合消防本部総務課に提出してください。
 - ※郵送による申込書の請求及び提出も可能です。
- ※お問い合わせ先
 - ・敦賀美方消防組合消防本部総務課(敦賀市中央町2-1-2)
 - ☎23-9983
 - ・ホームページアドレス
 - <http://fire119.ton21.ne.jp/>



児童扶養手当「現況届」・
特別児童扶養手当「所得状況届」
の提出をお願いします

現在、児童扶養手当を受けている人は「現況届」を、特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」を必ず提出してください。

この届は、手当を引き続き受ける資格の審査をするために必要なものです。

- 提出期限
 - ・児童扶養手当
 - 平成27年8月28日(金)
 - ・特別児童扶養手当
 - 平成27年9月4日(金)

▼児童扶養手当

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立促進のために支給される手当です。

※ここでいう児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または、20歳未満で政令の定める程度の障がいがある方です。

※公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給している方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようにになりました。

▼特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を監護する父、または母、もしくは、父母にかわって児童を養育している方に支給される手当です。

※児童が障がいを理由に、年金を受けられることのできる場合や、児童福祉施設等に入所している場合は、対象となりません。

手当の支給開始は、申請の翌月分からとなります。支給要件に該当する方で、まだ手当の請求をされていない方はお早めに手続きをしてください。

請求の手続きや支給要件等、詳しくは町福祉課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当:青池美里)

☎32-6704



災害ボランティア登録者を
募集します

県では、平時から災害ボランティアの登録を受け付けており、ボランティアを募集する際には、登録者に対していち早く情報をメールでお知らせします。

一昨年の嶺南地域での豪雨災害の際も、県内外から多くの登録ボランティアが駆け付け、被災家屋の清掃やがれきの撤去等の活動を行っていただきました。

災害ボランティアへの登録は「社会貢献活動支援ネットワーク」から、活動分野で「災害救援」を選択して登録してください。

※お問い合わせ先

・ふくい県民活動・ボランティアセンター

☎0776-29-2522

・「社会貢献活動支援ネットワーク」HP

<https://www.navi-fukui.jp/>



若者の就職に関する出張相談会
を開催します

ふくい若者サポートステーションでは、15歳～39歳までの若者やその家族を対象とした就職に関する出張相談会を開催します。

働くための一歩が踏み出せない、働く自信がない、自分らしい仕事が見つからない等、就職についての悩みをご相談ください。

- 日時 8月7日(金) 正午～午後4時
- 会場 はあとびあ
- 相談内容
 - ・就職についての悩み
 - ・心の不調や、コミュニケーションの課題等
- ※専門のカウンセラーが相談に応じます。

※お問い合わせ先

ふくい若者サポートステーション(サポステふくい)

☎0776-21-0311

